

J A住宅ローン利用者向け目的ローン（㈱ジャックス保証）

（令和7年4月1日現在）

商品名	J A住宅ローン利用者向け目的ローン（㈱ジャックス保証）
ご利用いただける方	○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下であり、最終償還時の満年齢が75歳以下の方。 ○安定継続した収入の見込める方 ○当J Aにて住宅ローンを契約される方。または、当J Aにて住宅ローンを利用している方で、返済遅延のない方。 ○当J Aが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○利用目的、支払先が明確な下記の資金使途とします。 ただし、事業性資金・投機的資金は除きます。 （1）マイカー購入資金 ①自動車（自動二輪車含む。）購入資金 ②車検・修理費用、運転免許取得およびカー用品の購入資金 ③マイカーローン借換資金（残価設定型ローンの残価部分も含みます。） （2）教育資金 ①授業料（前期・後期分の授業料は1年を上限に一括融資可能） ②入学一時金（入学金・教材費・制服代・寄付金 ※学校債は対象外） ③受験に必要な受験料・交通費・宿泊費 ④アパート等入居時の敷金・礼金・前払い家賃・引越費用等 （3）リフォーム資金 ①住宅の増改築、住宅設備機器購入、キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム資金 ②リフォーム資金と他金融機関等のリフォームローンの借換を合わせた資金 （4）消費財購入資金 家電、インテリア、家具等購入資金 （5）ブライダル資金 （6）メモリアル資金 （7）旅行資金 （8）借換資金（6ヶ月以上支払実績があり、直近6ヶ月間に返済遅延がないこととします。） 金融機関等の教育ローン、リフォームローン等の借換資金 （ただし、消費者金融系の借入金、信販・流通系等の各種クレジットカード・キャッシング専用カードのお借換えは除きます。） （9）住宅ローン契約時の諸費用および引っ越し費用 住宅取得にかかる税金、登記費用、火災保険料等 （ただし、住宅ローンの保証料・仲介手数料は除きます。） （10）住宅取得時の追加工事資金 車庫・カーポート、物置、門扉据付等 （11）その他保証機関（㈱ジャックス）が認めた資金
借入金額	○10万円以上500万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ただし、資金使途が借換のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含む）とします。 ※教育資金に限り元金据置を可能とし、据置期間は入学前の7ヶ月間と卒業予定年月までの在学期間中および卒業後の3ヶ月以内を上限とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）のパーソナルローンプライムレートにより、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の 50% の範囲内となります。 ○教育資金の元金据置期間中は毎月利息のみの返済となります。																		
担保	○不要です。																		
保証人	○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、㈱ジャックスが必要と認めた場合には、保証人が必要となります。																		
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.3 %</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.5 %</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td><td>年 0.5 %</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %	団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.5 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.5 %																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.5 %																		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.3 %																		
手数料	○ご融資の際、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…無料 ②一部繰上返済の場合…無料 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店または金融事業部融資センター（電話：0259-63-2890）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融事業部融資センターまたは J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。																		

その他	○お申込みに際しては、当 J A および ㈱ ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----	---

J A 佐渡